

電子申請の御案内

(こども加算確認手続編)

支給要件確認書の提出は、郵送に代えて、電子申請で提出していただくことが可能です。
申請方法は、下記画面のとおりですので、参考にしてください。
※ 代理人による申請や給付辞退の手続きは電子申請ではできませんので、郵送により手続きをお願いします。

①事前準備

電子申請をするには、事前に下記データの準備をお願いします。

- ・ 本人確認書類 (免許証など)
- ・ 口座確認書類<口座の登録や変更する方のみ> (通帳の金融機関・支店名・口座番号・口座名義人が判明する部分)

※ 写真撮影又はスキャニングし、保存しておいてください。

②電子申請番号の確認

送付された支給要件確認書の右上のバーコードの下にある、電子申請識別番号を確認して下さい。
※申請の際に使用します。



③電子申請窓口への接続

お手持ちのスマートフォンやパソコンで、下記より電子申請窓口へ接続してください。

URL	二次元コード
https://ttzk.graffer.jp/town-shimizu-sz/smart-apply/apply-procedure-alias/kodomokasan-kakunin	

④電子メールの登録画面

【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書

入力の状況 0%

清水町の「【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書」のオンライン申請ページです。

【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書
低所得子育て世帯臨時加算給付金の支給要件について、郵送に代えて電子申請で支給要件等の確認をする場合の手続きです。
制度詳細についてはこちら

ログインして申請に進む

ログインしていただく、同様の一時変更ができるようになります。

メールを確認して申請に進む

申請に利用するメールアドレスを入力してください

メールアドレス

確認メールを送信

確認メール送信後、電子メールを確認してください。

⑤利用規約同意画面

【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書

入力の状況 0%

清水町の「【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書」のオンライン申請ページです。

【子ども加算給付】低所得子育て世帯臨時加算給付金に関する要件の確認手続書
低所得子育て世帯臨時加算給付金の支給要件について、郵送に代えて電子申請で支給要件等の確認をする場合の手続きです。
制度詳細についてはこちら

利用規約をご確認ください

利用規約 に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する

申請に進む

⑥申請者情報登録画面

申請者の情報

名前

名前 (カナ)

郵便番号 郵便番号から住所を入力

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

生年月日 (西暦) 年 月 日

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

次へ進む

⑦支給対象者の確認画面

申請者の確認

申請者と支給対象者は同一人ですか

※支給対象者は支給要件確認書の右上に記載されている世帯主の方です。
※支給対象者の方でない場合、電子申請での手続きはできません。

はい

本人確認書類 (表裏)

申請者の本人確認ができる画像データを添付してください。
(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)

アップロードボタン

本人確認書類.png 削除

本人確認書類 (裏面)

裏面に記載がある場合は、画像データを添付してください。

アップロードボタン

本人確認書類.png 削除

次へ進む

戻る

※本人確認書類は、①で準備したデータを登録してください。

⑧支給要件の確認画面

支給要件

支給該当世帯の確認

右方にチェックがある場合に限り、支給対象世帯に該当します。
(下記※の注意事項を必ず確認してください。)

令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯で間違いありません。

住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※既に他市区町村で給付を受けている場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められる場合があります。
※住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご両親やお子さま等、ご家族に確認してください。
※電子申請に不備があり令和6年7月1日までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。

次へ進む

戻る

注意事項を確認の上、チェックしてください。

裏面に続きます

⑨加算対象児童の登録

本給付金は該当世帯と生計を同一とする子ども（H17.4.2-R6.4.1生）に対して加算給付となります。このため、加算対象児童を登録します。

※確認書に記載されている児童も登録します。

加算対象児童の登録

本加算給付金は、該当世帯と生計を同一とする、平成17年4月2日から令和6年4月1日生まれた子ども1人当たり5万円が加算給付されます。加算対象児童の情報を登録してください。

対象児童数

あなたと生計を同じくする、平成17年4月2日から令和6年4月1日に生まれた子どもの数を選択してください

4人

加算対象児童の情報

最大10件まで入力可能

加算対象となる児童の情報を全て入力してください。
※対象児童数と本項目の入力人数は一致する必要があります。

1件目 加算対象児童の情報

加算対象児童の氏名

清水 一郎

加算対象児童の生年月日

2010年(平成22年)

10月13日

同居・別居の別

同居（世帯主（申請者）と同居し、生計は同一である。）

別居（別居監護（世帯は別であるが、生計は同一である。））

もう1件追加する

加算内容児童の入力確認

全ての加算対象児童の情報を入力しましたか。
（対象児童数と加算対象児童の入力件数は同じですか。）

入力しました

次へ進む

※加算対象児童の情報は、対象児童数で選択した人数分のすべての子どもについて、入力します。（2人目以降は「⊕もう1件追加する」をクリックして、入力します。）

《別居監護の子どもがいる場合》

加算対象児童の情報入力の際に「同居・別居の別」で「別居」を選択し、その下に表示される「別居監護の場合の住所」欄に対象児童の住民登録をしている住所を入力します。

※別居監護状況を関係部局に照会させていただきます。

2000年(平成10年)

9月1日

同居・別居の別

同居（世帯主（申請者）と同居し、生計は同一である。）

別居（別居監護（世帯は別であるが、生計は同一である。））

別居監護の場合の住所

別居監護の場合、対象児童の居住地（住民登録をしている住所）を入力してください。

静岡市葵区追手町123-45 静岡奨励高校女子寮

もう1件追加する

⑩支給要件確認書の表示内容登録

支給要件確認書の表示内容

申請番号（12桁）

支給要件確認書右上のバーコードの下にある電子申請識別番号（12桁）を半角で入力してください。

000007654321

支給口座の表示

支給要件確認書の下部に記載されている口座について選択してください。

記載の口座へ振り込みを希望

記載の口座の変更を希望

口座の記載なし

次へ進む

戻る

※申請番号は②で確認した番号を入力してください。

※支給口座の表示は、支給要件確認書の2支給口座の確認欄に記載されている支給口座の内容から判断して選択してください。

⑪変更（登録）する口座情報

※この画面は、⑩の振込口座の表示で、「記載の口座へ振込を希望」を選択した場合は、表示されません。本画面が表示される方が、支給口座を変更（登録）される方のみとなります。

変更（登録）する口座情報

銀行名

ゆうすい銀行

支店名

ゆうすい北支店

口座種別

普通口座

当座口座

口座番号（7桁）

※半角で入力してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」を登録してください。

0004321

口座名義人（カナ）

※通常の口座名義人が英字になっている場合は、英字で入力してください。

シミズ タロウ

口座情報の確認書類

金融機関時・口座番号・口座名義人を確認できる部分の画像データを添付してください。
（源帳やキャッシュカードなど）

ファイルを選択...

口座確認書類.png

削除

口座確認書類（2枚目）

口座確認書類が2枚にわたる場合に、添付してください。

ファイルを選択...

次へ進む

戻る

※口座名義人は、原則申請者（確認書の左上に書かれている方）名義である必要があります。

⑫給付対象人数・金額の確認と同意

給付対象人数・金額の確認と同意

今回申請した給付対象人数と給付予定金額は以下の通りです。確認の上、申請の同意をしてください。

給付対象の子どもの数（人）

4

給付予定金額（円）

200000

申請の同意

申請内容について相違ありません。

次へ進む

戻る

加算対象の子どもの人数と給付予定金額が自動表示されますので、確認の上、申請の同意をしてください。

⑬申請の完了画面

※⑫の次へ進むを選択すると、確認画面が表示され、正式登録後、下記が表示されれば申請が終了となります。

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら（申請詳細）](#)からご確認いただけます。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

電子メールに確認完了メールが送信されますので、御確認ください。

※電子申請で申請した場合は、郵便で支給要件確認書を送付する必要はありません。